

岡山県公報			発行 岡山県		
目次			担当課（室）		
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載） ○ 優良図書の推奨 ○ 有害図書の指定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公 告】 ○ 落札者等の決定 ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 公共測量の終了 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " " ○ " " ○ " "			危機管理課		
			男女共同参画青少年課		
			道路整備課		
			財産活用課		
			県民生活交通課		
			経営支援課		
			監理課		
			建築指導課		
			" "		
			" "		
			" "		

目次		担当課（室）
○ " " 【選挙管理委員会】		
○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載）		選挙管理委員会
○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		地域課
○ 警備業法に基づく検定 （県例規集登載）		生活安全企画課
○ " "		" "

◎岡山県告示第七十三号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金から適用する。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表知事直轄の組織の部岡山県地域防災力強化総合支援事業費補助金の項中「自主防災リーダー養成支援事業」を「地域防災リーダー養成・スキルアップ支援事業」に改める。

◎岡山県告示第七十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	文	発 行 所	対 象
1	あくしゅかい	村 上 し い こ	絵	B し 出 版	幼 児
2	しちふくじん	青 山 友 美	作	岩 崎 書 店	小学生（低）
3	いそっぷ詩 谷川俊太郎詩集	立 川 志の輔	絵	小 学 館	〃 （低）
4	笑われたくない！	中 川 学	詩	文 研 出 版	〃 （中）
5	おもしろい！進化のふしぎ ざんねんないきもの事典	谷 川 俊太郎	絵	高 橋 書 店	〃 （高）
6	流れ星キャンプ	広 瀬 弦	作		
7	16歳の語り部	手 嶋 ひろ美	絵		
		大 庭 賢 哉	絵		
		今 泉 忠 明	監修		
		下 間 文 恵	絵		
		徳 永 明 子	絵		
		かわむら ふゆみ	絵		
		嘉 成 晴 香	作	あ かね 書 房	〃 （高）
		宮 尾 和 孝	絵		
		雁 部 那由多	語り部	ポ プ ラ 社	中 学 生
		津 田 穂乃果	語り部		
		相 澤 朱 音	語り部		
		佐 藤 敏 郎	案内役		

◎岡山県告示第七十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十九年二月十日

岡山県知事			伊原木 隆 太	
番号	種 別	名 称	発行者等	
1	雑 誌	無防備丸見え S P v o l . 2	マイウェイ出版	
2	月 刊 誌	裏モノ J A P A N	鉄 人 社	3 月 号
3	”	恋愛白書パスナル	宙 出 版	3 月 号
4	”	i P !	晋 遊 舎	2 月 号

◎岡山県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 新見勝山線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
新見市大佐小南字堀越四七六番一地先から	新見市大佐小南字庭田四六三番一地先まで	新	一一・五 二八・〇	二七七・五
新見市大佐小南字堀越四七六番一地先から	新見市大佐小南字庭田四六三番一地先まで	旧	八・〇 二八・〇	二七七・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 和田北鶴田線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

一 道路の種類 県道
二 路線 名 和田北鶴田線
三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町和田北字横路八〇七番二地 先から 久米郡美咲町和田北字タワ六八二番一地 先まで	新	五・八 一・三	五五・〇
久米郡美咲町和田北字横路八〇七番二地 先から 久米郡美咲町和田北字タワ六八二番一地 先まで	旧	三・八 七・五	五五・〇

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町和田北字ヨコロ八一〇番二 地先から 久米郡美咲町和田北字ヨコロ八〇八番四 地先まで	新	四・八 一四・〇	五三・〇
久米郡美咲町和田北字ヨコロ八一〇番二 地先から 久米郡美咲町和田北字ヨコロ八〇八番四 地先まで	旧	四・〇 六・〇	五三・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 和田北鶴田線
三 道路の区域

区	域	新 旧	別	幅 員	延 長
久米郡美咲町和田北字与念田一八二番一 地先から 久米郡美咲町和田北字ヨ子ンダニ〇九番 地先まで		新		一四・〇 二二・〇	六一・〇
久米郡美咲町和田北字与念田一八二番一 地先から 久米郡美咲町和田北字ヨ子ンダニ〇九番 地先まで		旧		三・五 七・〇	六一・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 和田北鶴田線
三 道路の区域

区	域	新 旧	別	幅 員	延 長
久米郡美咲町和田北字清水池二七三番一 地先から 久米郡美咲町和田北字堂ノ子キ二五六番 一地先まで		新		四・〇 一七・〇	一六五・〇

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 下 粬 三 明 寺 線

三 道路の区域

久米郡美咲町和田北字清水池二七三番一 地先から		
久米郡美咲町和田北字堂ノ子キ二五六番 一地先まで	旧	
	三・〇 六・〇	
		一六五・〇

久米郡久米南町下鞆字末則一四九八番地 先から	久米郡久米南町下鞆字末則一四九八番地 先から	区	域
久米郡久米南町下鞆字末則一四九八番地 地先まで	久米郡久米南町下鞆字末則一四九八番地 地先まで	新 旧	別 幅 員
七六・〇	七六・〇	八・〇 一四・三	延 長 (メートル)
七六・〇	七六・〇	九・〇	(メートル)
七六・〇	七六・〇	三・〇	旧

◎岡山県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
新見勝山線				新見市大佐小南字堀越四七六番一地先から新見市大佐小南字庭田四六三番一地先まで	平成二十九年二月十日
和田北鶴田線				久米郡美咲町和田北字ヨコロ八一〇番二地先から久米郡美咲町和田北字ヨコロ八〇八番四地先まで	
				久米郡美咲町和田北字横路八〇七番二地先から久米郡美咲町和田北字タワ六八二番一地先まで	
				久米郡美咲町和田北字与念田一八二番一地先から久米郡美咲町和田北字ヨ子ンダ二〇九番地先まで	
				久米郡美咲町和田北字清水池二七三番一地先	

線 下 下 三 明 寺	
から 久米郡美咲町和田北字堂ノ子キ二五六番一 先 まで	ら 久米郡久米南町下下字末則一四九八番地先 久米郡久米南町下下字末則一四九九番二地 先 まで

平成29年2月10日 岡山県公報 第11862号

〔三五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品等の名称及び予定数量

岡山県庁舎で使用する電気

使用予定電力量一三、五〇三、〇〇〇キロワット時（三年六月間）

二 納入期間

平成二十九年四月一日から平成三十二年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部財産活用課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十九年一月二十七日

五 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社

岡山市北区青江二丁目六番五一号

六 落札金額（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

二〇五、二四九、〇四二円

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年十二月二日

〔三六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人総社スポーツ&ヒューマンねっとわーく

三 代表者の氏名

石井 和宏

四 主たる事務所の所在地

総社市井手一八二番地五

五 定款に記載された目的

当法人は、総社市を中心とする地域住民に対して、スポーツに関する事業を行いスポーツ文化の振興を図ることで、人々が生涯にわたって心身ともに豊かな生活を送ることができ、社会の実現に寄与する。また、社会の為に能動的に活躍できる人材を継続的に育成し、地域愛溢れる社会を育むことを目的とする。

〔三七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年二月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人笠岡を元氣にする会

三 代表者の氏名

柚木 義和

四 主たる事務所の所在地

笠岡市四番町三番地二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民、団体の活動支援に関する事業を行い、笠岡市の活力、元氣さを一層力強く前進させるとともに、生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的及び特定非営利活動に係る事業の種類

平成29年2月10日 岡山県公報 第11862号

〔三八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ備前店

所在地 備前市西片上字北一二七八―三

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 DOWAホールディングス株式会社

住所 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

代表者の氏名 代表取締役 山田 政雄

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後六時まで

（変更後） 午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

平成二十九年二月一日

二 届出年月日

平成二十九年一月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年二月十日から同年六月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び備前市まちづくり部まち営業課

〔三九〕 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

倉敷市玉島乙島地内	測 量 区 域
公共測量（一般廃棄物処理施設計画に伴う三級基準点測量）	測 量 の 種 類
平成二十九年一月三十一日	終 了 年 月 日

〔四〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市日古木字池之内七九三一、七九三二、七九三三、七九三四、七九三五、七九

三六、七九三七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市日古木七九三三

岡村 豪

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇〇号

〔四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字樋ノ尻三四二―六、三四二―七、三四二―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島町連島一―七四―二〇一

三宅 浩

三 許可番号

岡山県指令建指第二五五号

〔四二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字前池尻一〇二二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄三二二五一一二アーバンハート倉敷B四〇二号

中津 健一

三 許可番号

岡山県指令建指第二七五号

〔四三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字天満八一三―四、八一四―三、八一五―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市日吉町二八四―一 パルテフォルミオ一〇三号室

堀 良行

堀 久美子

三 許可番号

岡山県指令建指第二七三号

〔四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字天満八一三―六、八一四―五、八一五―七、八一六―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄団地六一二―一〇〇二号

北口 正和

北口 映乃

三 許可番号

岡山県指令建指第二七九号

◎岡山県選管告示第五号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

表病院の項中「財団法人仁厚医学研究所児島中央病院」を「医療法人医誠会児島中央病院」に改める。

◎岡山県公安委員会規則第一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年二月十日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十七号の表地頭駐在所の項中「地頭一三〇九の四」を「地頭一七五六の三」に改める。

第二十号の表小田駐在所の項中「上森原一二七の一」を「下森原二七三の九」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県公安委員会告示第十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年二月十日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	雑踏警備業務（一級） 学科試験 実技試験	平成二十九年五月二十日（土曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
		平成二十九年六月四日（日曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十九年四月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第二十号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年二月十日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	雑踏警備業務（二級） 学科試験 実技試験	平成二十九年五月二十日（土曜日） 平成二十九年六月二十五日（日曜日）	午前九時から午前十一時まで 午前十時から午後五時まで	岡山市中区小橋町一―一―二五 岡山県警察本部小橋町庁舎 岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十九年四月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

4 検定手数料

一万三千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。